

定 款

公益社団法人山形県観光物産協会

公益社団法人山形県観光物産協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人山形県観光物産協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

2 本会は、理事会の決議を経て必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、山形県における観光と物産事業の振興を図り、併せて国際観光の振興を促すと共に、観光施設の整備運営等及び山形県産品の販路拡大等を行い、もって地域経済の発展と県民福祉の発展向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光及び物産事業関係機関並びに団体との連絡
- (2) 観光及び物産事業に関する調査研究、情報交換、観光観念の普及、観光資源の調査及び観光振興計画の樹立
- (3) 内外の観光客等に対する宣伝、誘致推進、物産紹介及び流通についての情報の収集並びに提供
- (4) 観光客の受入体制の推進
- (5) 観光諸施設の整備促進及び運営
- (6) 観光関連事業従事者の人材確保及び資質向上のための事業
- (7) 旅行業務及び外客受け入れのための観光施設に関する情報提供
- (8) 地方公共団体等が設置する観光物産施設の受託運営
- (9) 観光事業用地の取得造成、管理及び処分
- (10) 観光開発に資する民間事業活動に対する支援
- (11) 観光振興のため、地方公共団体、地方観光協会、観光事業者等を会員として組織された全国団体に対する出捐

- (12) 物産の受注斡旋、販路開拓、商品その他の取引の指導並びに相談
- (13) 物産に関する展示及び販売に関する事業
- (14) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(本会の構成員)

第5条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 市町村、主要観光地区を単位とする観光団体及びこの法人の事業に賛同する文化、産業、運輸、製造、卸売その他の観光及び物産事業に関係のある事業を行う者又はその団体であって、次条の規定により法人の会員となった者。
 - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体であって、次条の規定により賛助会員となった者。
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 本会に加入しようとする者又は団体は、理事会が別に定める入会申込書により申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において議決する前に、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前二条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 2年以上会費を滞納したとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 死亡し、又は失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が、前三条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) その他法令及び定款によって総会に付議することを要する事項、又は理事会において総会に付議する必要があると認めた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員は、正会員総数の5分の1以上の連署により、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

2 正会員は、委任状により代理人をもって議決権を行使できる。この場合には、その正会員は出席したもののみならず。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2人が、記名押印しなければならない。

第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第20条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事25名以上35名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、6名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 本会に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第21条 理事、監事及び会計監査人は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、専務理事、常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第24条 会計監査人は、法令の定めるところにより、本会の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的

記録に記録された事項を法令で定める方法で表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 25 条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、その通常総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 26 条 役員及び会計監査人は、総会の決議によって、解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告しなければならない。

- (1) 職務の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員及び会計監査人の報酬)

第 27 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て理事会において定める。

(責任の一部免除又は限定)

第 28 条 本会は、役員及び会計監査人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 本会は、外部役員及び会計監査人との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で本会が予め定めた額と法令の定める最低責任限度額

とのいずれか高い額とする。

(名誉会長及び顧問)

第 29 条 本会に名誉会長及び顧問5名以内を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること。

(2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。

3 名誉会長及び顧問は、理事会において選任し、会長が委嘱する。

4 名誉会長及び顧問には、第27条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「名誉会長」及び「顧問」と読み替えるものとする。

第6章 理 事 会

(構成)

第 30 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が招集する。

3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第 35 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、通常総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第7号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュ・フロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号については、通常総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、通常総会への報告に代えて、通常総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿

- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消しによる贈与)

第41条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補 則

(委任)

第 44 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の会長は平井康博とし、副会長は内藤文徳、佐藤信幸、近清剛、鈴木富士雄、和田多聞、安藤俊雄、専務理事は渡邊修、常務理事は林崇氏、伊藤則久とする。
- 4 本会の登記の日に就任する理事及び監事は次のとおりとする。
理事 安部三十郎、市川昭男、榎本政規、遠藤直幸、大久保靖彦、緒方久信、木村稔、齋藤辰彦、斉藤長右衛門、堺健一郎、佐藤和男、佐藤宏一、佐藤茂、佐藤政、柴田実、庄司秀雄、鈴木則男、高橋ゆき江、長谷川正芳、富士重人、逸見啓、山尾順紀、山口元、涌井弥瓶
監事 本間和夫、富田博
- 5 本会の最初の会計監査人は田牧大祐とする。